

平成30年10月5日

相模原市発表資料

STEP50(さがみはら産業集積促進方策)に係る 認定式の開催について

相模原市産業集積促進条例により市内への立地計画の認定の申請をした企業に対し、次のとおり認定式を開催し、市長から認定書を交付しますのでお知らせします。

今後は、同条例に基づく奨励措置の適用に係る手続を進めていきます。

- 1 日 時 平成30年10月11日(木) 午後4時から
- 2 場 所 相模原市役所 本館2階 第1特別会議室
- 3 立地計画の認定を受ける企業

企業名	業種	立地区分	立地場所
日本ゼトック株式会社	薬用歯磨剤等の研究、製造	増設	緑区大山町 403番88 他7筆
日本電子工業株式会社	金属製品の表面硬化処理 の受託加工	新設	中央区田名 3656番7
フェイス株式会社	電子機器の受託生産	増設	南区大野台四丁目 2956番13

【本発表資料の問い合わせ先】

環境経済局 経済部 産業政策課

TEL:042-769-9253 担当:島田、正木

産業集積促進事業 (STEP50) とは

産業の活力こそが街の元気之源と考え、相模原市では、積極的な企業誘致の促進、工業用地の保全・活用に取り組んでいます。



市では、将来にわたる持続的な市内産業の発展やより強固な産業集積基盤の形成をめざし、平成17年10月1日に「産業

集積促進条例」を施行し、これまで三度の制度改正を経て、企業立地等の促進、市民の雇用機会の創出及び拡大、工業用地の保全活用を図るため、様々な奨励措置を設けています。

平成29年4月からは、国際的なロボットビジネス拠点の形成を促進し、更なる産業集積基盤の強化を図るため、本市経済をけん引する「リーディング産業」の中でも「ロボット」に対するインセンティブを強化するなど、多彩な支援メニューにより戦略的な企業誘致を推進しています。

これまでの認定件数等 (平成30年10月11日認定予定を含む)

認定件数 143件

認定企業による総投資額 約1,743億円

市税の増収効果 約64億円

平成29年度までの累計額



工業用地の保全に対する奨励措置

5.工業用地継承奨励金及び工業保全地区奨励金

区分	適用要件	奨励措置等
工業用地継承奨励金	適用対象地域において、適用対象企業等に1,000㎡以上の土地を売却する場合	売却した日の前年度の土地・家屋に係る固定資産税、都市計画税相当額。土地を取得した企業の操業開始後、土地を売却した者に交付
工業保全地区奨励金	適用対象地域(工業専用地域及び特別工業地区を除く)において、工業系の地区計画を定めた場合	地区計画区域内の土地に係る固定資産税、都市計画税の2分の1相当額を5か年交付。地区計画に係る都市計画決定後、翌年度又は翌々年度から土地の所有者に交付

特別融資制度

6.中小企業等施設整備特別融資

適用要件	融資内容	融資方法
設備投資額 (土地・家屋の取得費含む)が 3千万円超 (自家発電設備又は蓄電設備の新設等の場合は1千万円超) ※工場立地等に対する奨励措置との併用利用可	ア 融資限度額 対象事業費の1/2以内で5億円を限度 イ 融資利率 年1.8%以内 ウ 融資期間 15年以内(据置期間2年以内) エ 利子補給 当初5年間 年0.9%(工業系地区計画地区1.2%)	ア 取扱金融機関を通じての間接融資 イ 信用保証協会の保証を付する場合、信用保証料の一部(信用保証料の70%、限度額130万円)を補助

企業立地等のお問い合わせをワンストップでお受けいたします



相模原市 環境経済局 経済部 産業政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
 TEL:042-769-9253
 FAX:042-754-1064
 E-mail:sangyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp
 URL:www.city.sagamihara.kanagawa.jp

STEP50 検索

相模原市と企業をつなぐ

STEP50 Ver.3

さがみはら産業集積促進方策

—新たな価値の創造に向けて—

都心へのアクセスの良さはもちろん安定した地盤による立地特性のもと多くのものづくり企業が集積し、取引先への納入、人材の確保など企業活動に必要なすべての条件が相模原市には揃っています。

また、交通ネットワークの充実により広域交流拠点都市としての更なるポテンシャルの高まりが期待されます。

こうした好条件のもと多彩なメニューで企業進出を力強くサポートします。

相模原市は、新たな価値の創造に向けて、これからも皆さまとともに成長・発展を続けていきます。

多彩なメニューで企業進出を力強くサポート

主な奨励措置

- 「リーディング産業」に該当する事業を行う工場等の立地には、**土地・家屋に係る投資額の10%、最大10億円**まで(「重点リーディング産業」の場合は、**土地・家屋に係る投資額の15%、最大10億円まで**)奨励金を交付
- 「リーディング産業」以外の事業を行う工場等の「新たな都市づくりの拠点」への立地には、**土地に係る投資額の10%、最大10億円**まで奨励金を交付
※「新たな都市づくりの拠点」とは、当麻地区、麻溝台・新磯野地区、川尻大島界地区、金原地区を指します。
- 「リーディング産業」以外の事業を行う工場等の立地を、30年以上市内で操業している企業が行う場合、**家屋に係る投資額の10%、最大4億円**まで奨励金を交付
- 工場等の立地とともに本社を市外から市内へ移転した場合、**土地及び家屋に係る奨励金額に10%の加算金**を上乗せ
- 工場新設では、税の軽減措置として取得した**土地や家屋に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減**
※投資形態により対象が「土地」又は「家屋」のみになるケースがあります。
- 市内建設業者に工場等の建設発注した場合、**家屋に係る工事請負契約額の3%の額を奨励金**として交付
- 工場等の立地に伴う新規雇用には1人当たり**最長3年間で110万円(女性の雇用にあつては130万円)**を交付
※工場、倉庫等を賃借して操業開始した場合も雇用奨励金の交付対象となるケースがあります。
- 工業用地の保全・継承に奨励金**を交付
- 特別融資の併用利用**も可能

※リーディング産業とは・・・

本市経済を牽引する産業として位置付けた業種の総称(次の分野に該当する業種)
「航空宇宙」「再生可能エネルギー」「環境」「ロボット」「医療」「介護」「健康」「食品加工」「自動車」「電気」「電子」「精密機械」「金属製品」等
※さらに、「ロボット」を「重点リーディング産業」に位置付け

工場立地等に係る奨励措置を受けるための要件

1.適用対象地域

- ア 工業専用地域
- イ 工業地域
- ウ 準工業地域・非線引き地域のうち工業系の0.5ha以上の一団の地域
- エ 特別工業地区
- オ 工業系地区計画区域
- カ 市長が工業の利便の増進に資すると認めて告示する区域等

2.適用対象業種 ※総務省統計局の日本標準産業分類による

- ア 製造業
- イ 情報通信業
- ウ 自然科学研究所

3.最低投資額

土地・家屋・償却資産の取得に要した費用等の合計額(償却資産の取得費用が対象となるのは中小企業のみ)
大企業10億円 中小企業1億円

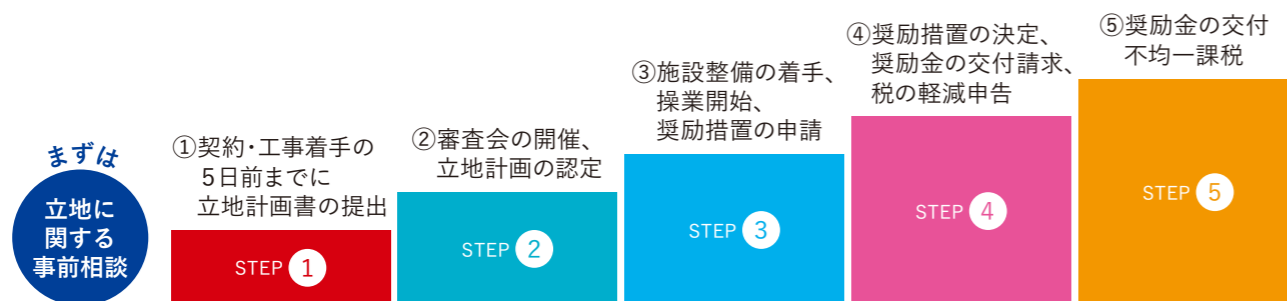
■対象外経費等

- 対象外 ・企業グループ内における取引
・税(消費税、不動産取得税等)
・登録手数料等
- 控除 ・当該立地等に係る国、県等からの助成金等
・移設前の土地・家屋等の売却額

※工場等の取得者が操業する必要があります。
(企業グループ内の複数法人による立地も対象)

奨励措置を受けるまでの流れ

【適用期間】平成27年4月1日～平成32年3月31日



※STEP50を適用した新工場は、認定された立地計画に従い、操業開始日から起算して**10年間の操業義務**があります。

工場立地等に対する奨励措置

1.土地取得奨励金・建物建設奨励金・本社移転加算金

交付方法:操業開始後、10か年に分割して交付

対 象	立地場所の区分		
	新たな都市づくりの拠点	工専・工業・準工・特工等	工業系地区計画区域
リーディング産業に該当する企業	土地・家屋に係る投資額の10%以内(限度額10億円) ※重点リーディング産業(ロボット)の場合は、土地・家屋に係る投資額の15%以内(限度額10億円)		
リーディング産業以外の企業	土地に係る投資額の10%以内(限度額10億円)		
	市内30年以上操業企業	土地・家屋に係る投資額の10%以内(限度額10億円)	家屋に係る投資額の10%以内(限度額4億円)
工業系地区計画内立地企業	土地に係る投資額の10%以内(限度額10億円)		家屋に係る投資額の10%以内(限度額4億円)
工場等の立地とともに本社を市外から市内に移転する企業	上記奨励金額の10%以内(限度額1億円)		

2.不均一課税(税の軽減措置)

対象となる投資形態		奨励措置
新 設	新たに土地を取得し、工場等を建設して操業する場合	土地・家屋に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減
既存事業所活用	既に建築された工場等を土地とともに取得し、新たに操業する場合	土地に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減
増 設	次に掲げる企業が所有する土地内で工場の増築等を行う場合 ・リーディング産業に該当する事業を行う企業 ・市内で30年以上操業している企業 ・工業系地区計画内立地企業	家屋に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減

3.市内企業活用奨励金

交付方法:操業開始後、10か年に分割して交付

対 象	奨励措置
市内建設業者等に工場等の建設発注をした場合	家屋に係る工事請負契約額の3%以内の額を奨励金として交付

4.雇用奨励金

対 象	適用要件	奨励措置
奨励金、税の軽減措置を受けて立地した企業等が新たに常用雇用した場合	1名以上(大企業は6名以上)	1人あたり110万円(女性にあつては130万円)を限度に3か年に分割して交付
工場、倉庫等を賃借し製造業等に係る作業を開始した企業等が新たに常用雇用した場合	①1名以上(大企業は6名以上) ②賃借の場合の最低投資額 償却資産の取得に要した費用(大企業10億円 中小企業1億円) ③賃借契約期間 10年以上等	※各年の雇用実績を確認した後に交付 ※対象人数は30人まで